



空き家解体費補助金 ご利用の皆様へ

老朽型
(相続3年以内)

◎この補助金は、**昭和56年以前に建築された空き家**が対象となります。

※建築基準法改正前の旧耐震基準の建物

◎補助金を利用できるのは「**空き家の相続人**」です。

◎**相続する事由(※1)が発生した日から3年以内の解体工事**が対象です。

(※1 前所有者が亡くなった日)

●**補助額:事業費(税抜)の1/2以内(上限100万円)**

※ただし、昭和57年以降に建築され、築40年以上経過したもの:上限50万円

【所得要件】

世帯の主たる生計維持者(世帯で最も所得の高い者)の前年度所得が
460万円以下であること。(ただし扶養親族ひとりにつき38万円を加算)

扶養親族(人)	0	1	2	3	4	5	...
前年度所得(万円)	460	498	536	574	612	650	...



《手続きの流れ》

①事前相談・受付、申請様式の交付

必ず事前に相談してください。

- ・空き家住所、現所有者
- ・管理状況、解体希望時期 等

※募集期間に合わせて受付します。

※申込数が多数の場合は、危険度が高いものや
迷惑となっている空き家を優先させていただきます。

③補助申請

※必ず解体工事前に申請してください。

【必要書類】

- ・補助金等交付申請書
- ・補助事業等計画書
- ・工事見積書
- ・所得証明書
- ・登記簿(相続を証明する書類)
- ・補助金振込先の預金通帳の写し

【必要に応じて提出】

- ・同意書
(所有者以外が申請する場合
又は所有者が複数いる場合)
- ・空き家除却同意書
(所有権以外の権利が設定
されている場合)
- ・住民票謄本等
(所有者を証明する書類)

④交付決定

- ・申請内容及び提出物に不備が無いか確認後、
補助金交付決定通知書を送付します。

⑧実績報告

【必要書類】

- ・補助金実績報告書
- ・解体業者からの請求書、領収書の写し
- ・写真(解体前、中、後)
- ・市への補助金請求書

⑨補助金額の確定・補助金の支払い

- ・完成検査実施後、補助金額の確定通知書の送付
及び補助金の振り込みをします。



②見積依頼・提出



⑤工事発注

⑥工事完了・請求

⑦支払い



大
仙
市

申
請
者

解
体
業
者